

平成21年2月10日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社
民事再生手続申立代理人
弁護士 田中 信隆

Lehman Brothers International(Europe) (“LBIE”)の保護預り証券について

既にご報告申し上げますように、弊社は昨年より弊社の関連会社であった Lehman Brothers International (Europe) (以下「LBIE」といいます)の管財人である PwC 担当者 (以下「管財人」といいます)と早期の保護預り証券の返還に向けて協議を行っているところですが、今般弊社の英国カウンセルを通して管財人のカウンセルである Linklaters London (以下「Linklaters」といいます)と行った協議で得られた情報に関し、ご報告申し上げます。

Linklaters によりますと、管財人はどの債権者・顧客も不公正に優先せず、資産返還は管財人があらかじめ指定し裁判所が承認した手続きに従って行われることをきわめて重視しているとのことです。そのために、管財人は現在資産返還の全般的な手続を確立し、具体的な方向性について裁判所宛申請書を作成しているとのことです。申請書は2月中には提出されるであろう、との説明を受けました。

なお、この申請書では、顧客への資産返還に際して発生する費用を今後管財人がどのように取り扱うべきか、という点についても触れられるとのことです。この費用負担の点について、現在、管財人は資産返還に際して発生する費用は顧客へ請求することを検討しているとのことです。弊社としましては当初より異議を唱えてきたところであり、この点に関してはさらなる詳細を明らかにするため、引き続き管財人及び Linklaters と議論を重ねていく所存です。

また、LBIE のユーロクリア口座で保護預りされていたすべての債券が LBIE の新たな寄託先である Bank of New York (以下「BONY」といいます)のユーロクリア口座へ移管されたとの連絡を受けました。この移管は全ての顧客資産を BONY へ移動させるという計画の一環であり、LBIE が顧客資産を管理するにあたって、なんら影響はない、と管財人より確認を得ております。BONY は LBIE 保護預り債券の新たな保管機関というだけですので、弊社の協議先は今後も今までと変わらず管財人となります。

なお、管財人は引き続き、LBJ が主張する保護預り資産と LBIE の記録との照合作業を行っているとのことです。弊社としましては、保護預かり有価証券に付随する利金・配当金・償還金の最新版リストを管財人へ近日中に送ることを予定しております。

以 上